

日本ミトコンドリア学会奨励賞規程

(目的)

第1条 ミトコンドリアに関する研究および学術活動を展開し、将来性に富み、奨励に値する個人に対して授与し、その功績を顕彰するため、日本ミトコンドリア学会奨励賞（英名：Young Scientist Award of J-mit）を設ける。

(対象範囲)

第2条 授賞の対象となる者は、先駆的な研究および学術活動を展開し、将来的に日本ミトコンドリア学会の活動を牽引し、学会の運営に寄与することが期待される者で、表彰年度末年齢が45歳以下の学会員とする。

(選考方法)

第3条 授賞対象者の選考は、評議員1名の推薦または自薦（学会員2名の推薦をもって自薦とする）を受けて、選考委員会が実施する。選考委員は理事長が推薦し、理事会が承認した5名程度の学会員によって構成する。選考委員の任期は1年とする。

(賞の内容)

第4条 賞状および副賞を授与する。

(発表方法)

第5条 選考委員会は、選考結果を日本ミトコンドリア学会年会および社員総会にて報告し、年会期間中に授賞式を行う。

付則

1. 本規程は2024年4月1日より施行する。